

騒音等特定施設の設置について

騒音規制法、振動規制法及び市条例（環境保全条例）に係る騒音または振動に係る特定施設を設置しようとする場合は、市に届出が必要になります。

○設置届出方法

届出者	工場又は事業場に騒音または振動に係る特定施設を設置しようとする者			
届出書類	特定施設設置届出書(A4 で正本と写しを併せて 2 部用意) ※各法の届出も市にご提出ください。			
添付書類	1. 工場等の敷地境界線上における騒音等の予測計算書 ※予測計算は、特定施設の設置後に工場等から発生するすべての音（特定施設及びその他予測可能なもの）を対象に行ってください。また、予測計算を行う地点は原則として複数箇所とし、騒音等の数値が最も大きくなると考えられる地点を必ず含めてください。 2. 騒音等の防止方法の概要 ※防止措置を講じない場合（防止措置なしで規制基準を下回るため）には、添付の必要はありません。 3. 騒音等特定施設の配置図 4. 工場等の見取り図 5. 工場等の付近の見取り図 6. 遅延理由書（期限を過ぎて届出を行う場合のみ） ※様式は任意ですが、遅延理由及び今後の法令順守については必ず記載をお願いします。			
届出期限	設置工事着手の中 30 日前まで（31 日前） 例）設置工事着手が 5 月 20 日の場合 <table><tr><td>届出期限 4 月 19 日まで</td><td>← 中 30 日前までに届出が必要 →</td><td>設置工事予定年月日 5 月 20 日</td></tr></table>	届出期限 4 月 19 日まで	← 中 30 日前までに届出が必要 →	設置工事予定年月日 5 月 20 日
届出期限 4 月 19 日まで	← 中 30 日前までに届出が必要 →	設置工事予定年月日 5 月 20 日		
届出先	浦安市環境保全課 浦安市猫実 1-1-1 TEL047-352-6482			
備考	・騒音規制法と振動規制法の両方について届出を行うなど、添付書類が重複する場合には、重複した部分の添付書類は片方省略できます。 ・設置届出後に、騒音等特定施設の種類の^{変更等}があった場合には、必要に応じて各種様式を使用し、速やかに届出を行ってください。 ・騒音規制法と振動規制法の届出様式の中で、特定施設の変更等の届出、騒音等防止方法の変更の届出、氏名等の変更の届出、使用施設全廃の届出、特定施設設置者たる地位の承継の届出については、手続紹介の関連リンク（環境省）からダウンロードできますのでご利用ください。			

○騒音又は振動の規制基準

時 間 の 区 分 地 域 の 区 分				騒音 (d B)			振動 (d B)	
				昼 間	朝 夕	夜 間	昼 間	夜 間
騒 音 規制法	振 動 規制法		条 例	8～19	6～8 19～22	22～6	8～19	19～8
第1種 区 域	第1種 区 域	1	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	50	45	40	60	55
第2種 区 域		2	第一種住居地域 第二種住居地域	55	50	45	60	55
第3種 区 域	第2種 区 域	1	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域	65	60	50	65	60
第4種 区 域		2		70	65	60	65	60

○各種変更届の提出が必要となる場合について

届出種類	届出期限	届出が必要となる場合				添付書類
		騒音規制法	市条例 (騒音)	振動規制法	市条例 (振動)	
種類・能力・設置数・使用時間の変更届	設置工事着手 の中 30 日前	・届出済みの特定施設の数が <u>2 倍を超えて</u> 増える場合（種類ごとに判断） ・届出済みの特定施設とは異なる種類の特定施設を設置する場合 ・使用開始時間の繰り上げ、使用終了時間の繰り下げを行う場合（ <u>市条例のみ</u> ）		・届出済みの特定施設の数が増える場合（種類ごとに判断） ・届出済みの特定施設を能力の大きなものに入れ替える場合 ・届出済みの特定施設とは異なる種類の特定施設を設置する場合 ・使用開始時間の繰り上げ、使用終了時間の繰り下げを行う場合		設置届出の添付書類に掲げる 1～5
騒音等の防止の方法変更届	工事着手の中 30 日前	・届出済みの騒音等防止方法に何らかの変更があり、騒音等の大きさが増加する場合				

氏名変更届	変更日から 30 日以内	・届出者の氏名・住所、事業所の名称・所在地等に変更があった場合	なし
承継届	承継日から 30 日以内	・特定施設を譲り受けた場合	なし
廃止届	廃止日から 30 日以内	・すべての特定施設を廃止した場合	なし

※期限を過ぎて届出を行う場合は、遅延理由書の提出が必要となります。

○騒音特定施設 届出条件確認表（騒音規制法及び市条例の届出条件に該当する場合は、必ず届出をお願いいたします。）

施設の種類の		騒音規制法の届出条件		市条例の届出条件	
		施設番号	原動機の定格出力等	施設番号	原動機の定格出力等
金属加工機械	圧延機械	1	イ 合計が22.5kw 以上	1	ア ×
	製管機械		ロ ○		イ ×
	ベディングマシン		ハ ロール式で3.75kw 以上		ウ ロール式以外で3.75kw 以上
	液圧プレス		ニ 矯正プレス以外		エ 矯正プレス
	機械プレス		ホ 呼び加圧能力29.4キロニュートン以上		オ 呼び加圧能力29.4キロニュートン未満
	せん断機		ヘ 3.75kw 以上		×
	鍛造機		ト ○		×
	ワイヤーフォーミングマシン		チ ○		×
	ブラスト		リ タンブラスト以外で密閉式を除く		ケ タンブラストまたは密閉式のもの
	タンブラー		ヌ ○		×
	切断機		ル といしを用いるもの		サ 高速度切断機
	製鋁機		×		シ ○
	製釘機		×		ス ○
	平削盤		×		セ ○
	型削盤		×		ソ ○
	研摩機		×		タ ○
	自動やすり目立機		×		チ 1.5kw 以上
圧縮機（エアコン室外機などの冷凍・冷蔵及び空調に用いられる圧縮機を除く）		2	空気圧縮機で7.5kw 以上	2	空気圧縮機で7.5kw 未満～3.75kw 以上または、その他の圧縮機で3.75kw 以上
冷凍機（エアコン室外機などの冷凍・冷蔵及び空調に用いられる圧縮機）			×	21	7.5kw 以上
クーリングタワー			×	23	0.75kw 以上
送風機（及び排風機）		2	7.5kw 以上	3	7.5kw 未満～3.75kw 以上
粉砕機	土石用又は鋳物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機	3	7.5kw 以上	4	ア 7.5kw 未満～3.75kw 以上
	食品加工用粉砕機		×		イ ○
	その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む。）		×		ウ ○
繊維機械	織機	4	原動機を用いるもの	5	×
	紡績機械		×		イ ○
	編組機		×		ウ ○
	撚糸機		×		エ ○
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5	イ 気ほう式以外で混練容量0.45m ³ 以上	6	ア 気ほう式以外で混練容量0.45m ³ 未満 気ほう式（混練容量条件なし）
	アスファルトプラント		ロ 混練重量200kg以上		イ 混練重量200kg未満
穀物用製粉機		6	ロール式で7.5kw 以上		×
木材加工機械	ドラムパーカー	7	イ ○	7	×
	チップパー		ロ 2.25kw 以上		イ 2.25kw 未満
	破木機		ハ ○		×
	帯のご盤		ニ 製材用は15kw 以上、木工用は2.25kw 以上		エ 製材用は15kw未満～0.75kw 以上 木工用は2.25kw未満～0.75kw以上
	丸のご盤		ホ 製材用は15kw 以上、木工用は2.25kw 以上		オ 製材用は15kw未満～0.75kw 以上 木工用は2.25kw未満～0.75kw以上
	かんな盤		ヘ 2.25kw 以上		カ 2.25kw未満～0.75kw 以上
抄紙機		8	○		×
印刷機械		9	原動機を用いるもの		×
合成樹脂射出成形機		10	○		×
鋳造型機		11	ジョルト式	11	ジョルト式以外
ニューマチックハンマー			×	12	○
ロール機			×	13	○
自動製びん機			×	14	○
ドラムかん洗浄機			×	15	○
ロータリーキルン			×	16	○
コルゲートマシン			×	17	○
重油バーナー			×	18	重油使用量が毎時15ℓ以上
走行クレーン	天井走行クレーン		×	19	ア 7.5kw 以上
	門型走行クレーン		×		イ 7.5kw 以上
集じん装置			×	20	○
原動機	ディーゼルエンジン		×	22	ア 船舶又は車両等の原動機として使用するものを除き7.5kw 以上
	ガソリンエンジン		×		イ 船舶又は車両等の原動機として使用するものを除き7.5kw 以上
営業を目的として設置される原動機付き二輪車による断郊競技施設			×	24	○

※届出条件欄に○が付いている特定施設は、能力を問わず届出が必要となります。

○振動特定施設 届出条件確認表（振動規制法及び市条例の届出条件に該当する場合は、必ず届出をお願いいたします。）

施設の種類の		振動規制法の届出条件		市条例の届出条件	
		施設番号	原動機の定格出力等	施設番号	原動機の定格出力等
金属加工機械	圧延機械	1	×	ア	合計が22.5kw 以上
	製管機械		×	イ	○
	液圧プレス		イ 矯正プレス以外	ウ	矯正プレス
	機械プレス		ロ ○	1	×
	せん断機		ハ 1kw 以上		×
	鍛造機		二 ○		×
	ワイヤーフォーミングマシン		ホ 37.5kw 以上	キ	37.5kw未満
圧縮機（エアコン室外機などの冷凍・冷蔵及び空調に用いられる圧縮機を除く）		2	7.5kw 以上	2	7.5kw未満～37.5kw 以上
冷凍機（エアコン室外機などの冷凍・冷蔵及び空調に用いられる圧縮機）			×	11	7.5kw 以上
送風機（及び排風機）			×	2	3.7kw以上
粉砕機	土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機	3	7.5kw 以上	ア	7.5kw未満～37.5kw 以上
	食品加工用粉砕機		×	イ	37.5kw 以上
	その他の用に供する粉砕機（破碎機及び摩砕機を含む。）		×	ウ	37.5kw 以上
織機		4	原動機を用いるもの		×
コンクリート製品製造機械	コンクリートブロックマシン	5	合計が29.5kw 以上		×
	コンクリート管製造及びコンクリート柱製造機械		合計が10kw 以上		×
木材加工機械	ドラムパーカー	6	イ ○	6	×
	チップパー		ロ 2.2kw 以上	イ	2.2kw 未満
印刷機械		7	2.2kw 以上		×
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		8	カレンダーロール機以外で30kw 以上		×
合成樹脂用射出成形機		9	○		×
鋳造型機		10	ジョルト式		×

※届出条件欄に○が付いている特定施設は、能力を問わず届出が必要となります。

騒音等特定施設設置届出書

令和 年 月 日

浦安市長 様

届出者 氏名
 住所

電話番号

（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

騒音等特定施設の設置について、浦安市環境保全条例 の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称								
工場等の所在地								
工場等の事業内容								
工場等に常時使用する従業員の数								
騒音等の防止の方法				別紙のとおり。				
騒音等特定 施設の区分	騒音等特定 施設の種類	型式	公称 能力	数	使用開始時刻 （時・分）	使用終了時刻 （時・分）	設置又は 着手予定 の年月日	使用開 始予定 年月日
用途地域の種類								
※受付年月日						※整理番号		

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 騒音に係る騒音等特定施設の騒音等の防止の方法の欄の記入については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 振動に係る騒音等特定施設の騒音等の防止の方法の欄の記入については、別紙によることとし、防振基礎の設置、防振溝の設置、防振ゴムの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 騒音等特定施設の区分の欄には、騒音、振動又は騒音・振動の区分を記入すること。
- 騒音等特定施設の種類の欄には、騒音に係る騒音等特定施設については浦安市環境保全条例施行規則別表第 3 の 1 に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を、振動に係る騒音等特定施設については同規則別表第 3 の 2 に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を記入すること。
- 用途地域の種類の欄には、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の種類を記入すること。
- 騒音等特定施設の配置図、工場等の見取図及び工場等の付近の見取図を添付すること。

様式第1〔第4条〕

特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和 年 月 日

浦安市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法
届出者 人にあるはその代表者の氏名

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容		※ 施 設 番 号	
常時使用する従業員数		※ 審 査 結 果	
△ 騒 音 の 防 止 の 方 法	別紙のとおり。	※ 備 考	
特 定 施 設 の 種 類	型 式	公称能力	数 使用開始時刻 (時 ・ 分) 使用終了時刻 (時 ・ 分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ、等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあるはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあるはその代表者)が署名することができる。

様式第1（第4条関係）

特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和 年 月 日

浦安市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
届出者 にあってはその代表者の氏名

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※ 整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容			※ 施 設 番 号		
常時使用する従業員数			※ 審 査 結 果		
振 動 の 防 止 の 方 法	別紙のとおり。		※ 備 考		
特 定 施 設 の 種 類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 （ 時 ・ 分 ）	使用終了時刻 （ 時 ・ 分 ）

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ、等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

第3号様式（第6条第1号・第18条第1号・第31条第1号）

氏名変更等届出書

令和 年 月 日

浦安市長 様

届出者 氏名

住所

電話番号

（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

氏名等に変更があったので、浦安市環境保全条例第 条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出済のばい煙特定施設等	区分	☐ ばい煙特定施設		
		☐ 騒音等特定施設		
		☐ 特定作業		
		☐ 揚水施設		
届出年月日		年 月 日		
整理番号		年度 浦環保 第 号		
変更の内容	☐ 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）			
	☐ 工場等の名称及び所在地			
	☐ 特定作業を行う場所			
	☐ 揚水施設の設置の場所			
	変更前			
	変更後			
変更年月日		令和 年 月 日		
変更の理由				
※受付年月日		※整理番号		

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 該当する□にレ印を付けること。

第4号様式（第6条第2号・第18条第2号・第31条第2号）

廃止届出書

令和 年 月 日

浦安市長 様

届出者 氏名

住所

電話番号

（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

ばい煙特定施設の使用等を廃止したので、浦安市環境保全条例第 条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出済のばい煙特定施設等	区分	☐ ばい煙特定施設	
		☐ 騒音等特定施設	
		☐ 特定作業	
		☐ 揚水施設	
	届出年月日	年 月 日	
	整理番号	年度 浦環保 第 号	
△工場等の名称			
△工場等の所在地			
△特定作業を行う場所			
△揚水施設の設置の場所			
廃止年月日	令和 年 月 日		
廃止の理由			
※受付年月日		※整理番号	

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 該当する□にレ印を付けること。
- △欄は、該当するものに記入すること。

第 5 号様式（第 7 条・第19条・第32条）

承継届出書

令和 年 月 日

浦安市長 様

届出者 氏名

住所

電話番号

（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

ばい煙特定施設等に係る届出者の地位を承継したので、浦安市環境保全条例第 条
第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出済のばい煙特定施設等	区分	☐ ばい煙特定施設		
		☐ 騒音等特定施設		
		☐ 特定作業		
		☐ 揚水施設		
	届出年月日	年 月 日		
	整理番号	年度 浦環保 号		
△工場等の名称				
△工場等の所在地				
△特定作業を行う場所				
△揚水施設の設置の場所				
承継年月日	令和 年 月 日			
被承継者	氏名又は名称			
	住所又は所在地			
承継の原因 (該当するものを○で 囲むこと。)	1 譲受け 2 借受け 3 相続 4 合併 5 分割			
※受付年月日		※整理番号		

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 該当する□にレ印を付けること。
- 3 △欄は、該当するものに記入すること。

第 10 号様式（第16条第 1 号）

騒音等特定施設の種類の数等変更届出書

令和 年 月 日

浦安市長 様

届出者 氏名
住所

電話番号

（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

騒音等特定施設の種類の数等の変更について、浦安市環境保全条例第30条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置届出年月日		年 月 日		届出済整理番号				
工場等の名称								
工場等の所在地								
用途地域の種類								
騒音等特 定施設の 区分	騒音等特 定施設の 種類	型式	公称 能力	数		使用開始時刻 （ 時 ・ 分 ）	使用終了時刻 （ 時 ・ 分 ）	変更予定 年月日
				変更前	変更後			
変更の理由								
※受付年月日				※整理番号				

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 設置届出年月日の欄には、騒音等特定施設設置届出書の届出年月日を記入すること。
- 届出済整理番号の欄には、騒音等特定施設設置届出書に記載された整理番号を記入すること。
- 用途地域の種類の欄には、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の種類を記入すること。
- 騒音等特定施設の区分の欄には、騒音、振動又は騒音・振動の区分を記入すること。
- 騒音等特定施設の種類の欄には、騒音に係る騒音等特定施設については浦安市環境保全条例施行規則別表第 3 の 1 に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を、振動に係る騒音等特定施設については同規則別表第 3 の 2 に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を記入すること。
- 騒音等特定施設の配置図、工場等の見取図及び工場等の付近の見取図を添付すること。

第 1 2 号様式（第16条第 3 号）

騒音等特定施設及び特定作業に係る騒音等の防止の方法変更届出書

令和 年 月 日

浦安市長 様

届出者 氏名

住所

電話番号

（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

☐騒音等特定施設 に係る騒音等の防止の方法の変更について、浦安市環境保全
☐特定作業

条例第30条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出済の騒音等特定施設又は特定作業	区分	☐ 騒音 ☐ 振動	
	届出年月日	年 月 日	
	整理番号	年度 浦環保 第 号	
△工場等の名称			
△工場等の所在地			
△特定作業を行う場所			
騒音等の防止の方法	変更前	変更後	
	別紙のとおり。		
変更予定年月日	令和 年 月 日		
変更の理由			
※受付年月日		※整理番号	